

内閣参質一八六第一〇六号

平成二十六年六月三日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長 山崎正昭殿

参議院議員糸数慶子君提出普天間飛行場代替施設建設に対する抗議行動への政府の対応に関する再質問に
対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員糸数慶子君提出普天間飛行場代替施設建設に対する抗議行動への政府の対応に関する再質問に対する答弁書

一について

政府として、個々の報道について答弁することは差し控えたいが、一般論として申し上げれば、捜査機関においては、個別具体的な事情に応じて、法と証拠に基づき適切に対処していくものと認識している。

二について

普天間飛行場代替施設建設事業の実施に当たっては、安全の確保に万全を期すため、埋立て等の工事の施行区域の外周等に浮標を設置するなどの措置を講ずる考えである。

また、政府として、個々の報道について答弁することは差し控えたいが、一般論として申し上げれば、捜査機関においては、個別具体的な事情に応じて、法と証拠に基づき適切に対処していくものと認識している。

三について

御指摘の「抗議行動」には様々なものがあると考えられるため、お尋ねに一概にお答えすることは困難

である。

また、お尋ねの「防衛省が実施するボーリング地質調査や施設建設工事」については、キャンプ・シュワブの提供に関する昭和四十七年五月十五日の日米合同委員会合意の第2項g(2)(f)から(i)までに示されている「合衆国軍隊の活動」又は「合衆国軍隊の使用」には当たらないものと考えている。